

神戸市にお住まいのひとり親家庭のみなさまへ
神戸市養育費等に関する公正証書等作成費補助金事業のご案内

1. 目的・内容

離婚後も子どもが心身ともに健やかに育つよう、ひとり親家庭の母または父（現に子を扶養している方）による養育費や親子交流（養育費等）の取り決め内容の債務名義化を促進し、その確実な履行を図るため、公正証書等の作成にかかる本人負担費用を補助します。

※債務名義とは、強制執行の手続きをすることができる文書で、請求権（養育費）の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のことで、具体的には確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、ADR（裁判外紛争解決手続）で作成した合意書（特定和解）などです。

2. 対象者

神戸市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ・養育費等の取り決めにかかる経費を負担したこと
- ・養育費等の取り決めにかかる債務名義（確定判決、強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、強制執行が可能なADRの合意書（特定和解）など）を有していること
- ・養育費等の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること
- ・過去に養育費等に関する公正証書等作成費補助金を受給していないこと

※所得制限なし

3. 補助経費

養育費の取り決めに必要な経費の内

- ①公正証書…公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人が受ける手数料及び送達に要する料金
- ②調停申立…収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代
- ③裁判…収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代
- ④ADRの利用…申立料、依頼料、調停に係る費用

※当事者で作成した「覚書」「離婚協議書」などは、補助金の対象にはなりません。

※調停等で弁護士等に依頼した際にかかる経費は、対象外です。

4. 補助額

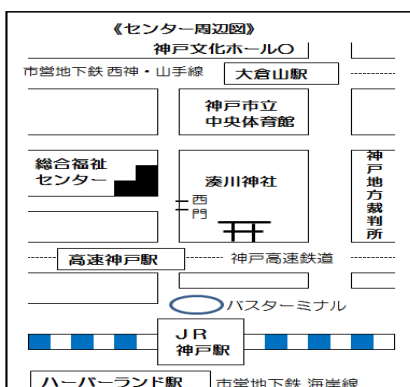
対象経費の全額（ただし3. 補助経費①～④各上限5万円）※1人1回限り

養育費・親子交流などに関して、ご心配なことや、困っていることはありませんか？

そんな時は、ぜひ「養育費・親子交流等専門相談」をご活用ください！

この他、無料法律相談や養育費に関する保証会社の利用費補助なども実施しています。

神戸市ひとり親家庭支援センターでお申込を受け付けますので、気軽にご連絡ください。



〈最寄駅〉

神戸高速「高速神戸駅」徒歩3分

JR「神戸駅」徒歩7分

市営地下鉄「大倉山駅」徒歩5分

※専用駐車場はありません



HP



LINE

《 お申込み・お問い合わせ 》

神戸市ひとり親家庭支援センター（☎078-341-4532）

〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1（神戸市総合福祉センター3階）

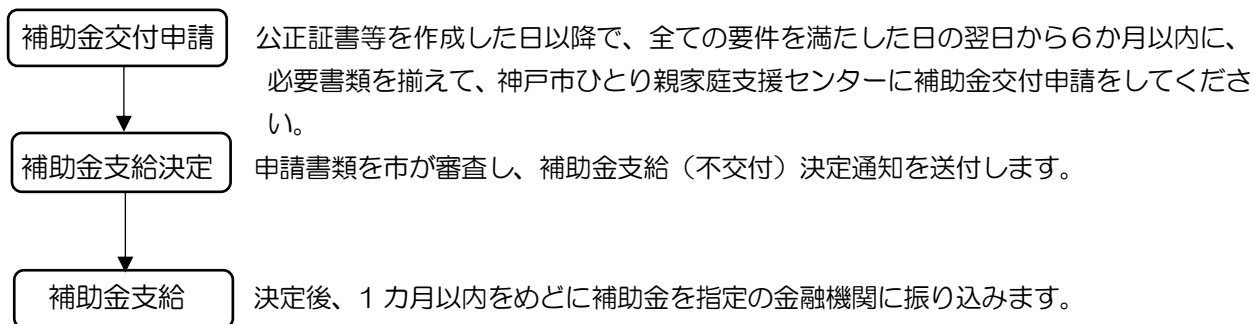
5. 申請方法・申請期日・申請窓口

公正証書等を作成した日（3. 補助経費④については令和8年4月1日以降の日）以降で、全ての要件を満たした日の翌日から6か月以内に、必要な書類を添付して、神戸市ひとり親家庭支援センター（詳細表面）に郵送又は持参によりお申し込みください。

※区役所での受付はできません。ご了承ください。

※対象となるご本人が申請してください。

6. 手続きの流れ



7. 提出書類

(1) 養育費等に関する公正証書等作成費補助金交付申請書

(2) 児童扶養手当証書の写し

児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本、世帯全員の住民票の写しが必要です。（原本確認後、お返しします。）

(3) 補助経費の領収書等（原本確認後、お返しします。）

領収書には、①宛名②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要です。

ただし、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては、②③のみで可能です。

(4) ア：公正証書・調停申立・裁判に関する費用を申請する場合

…養育費等の取り決めを交わした文書

（確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。）

※公正証書には、「強制執行されても構いません」という趣旨の記載が必要です。

イ：ADR の利用に関する費用を申請する場合

…ADR による養育費の取決めを行ったことが確認できる書類（特定和解）

※特定和解…認証 ADR で成立した和解のうち、その和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたもの。

※ADR の結果合意に至らなかった場合は神戸市ひとり親家庭支援センターへご相談ください。

(5) 振込先のわかるもの（通帳の写しなど）

(6) その他、市長が必要と認めるもの

必要に応じてお願いすることがあります。